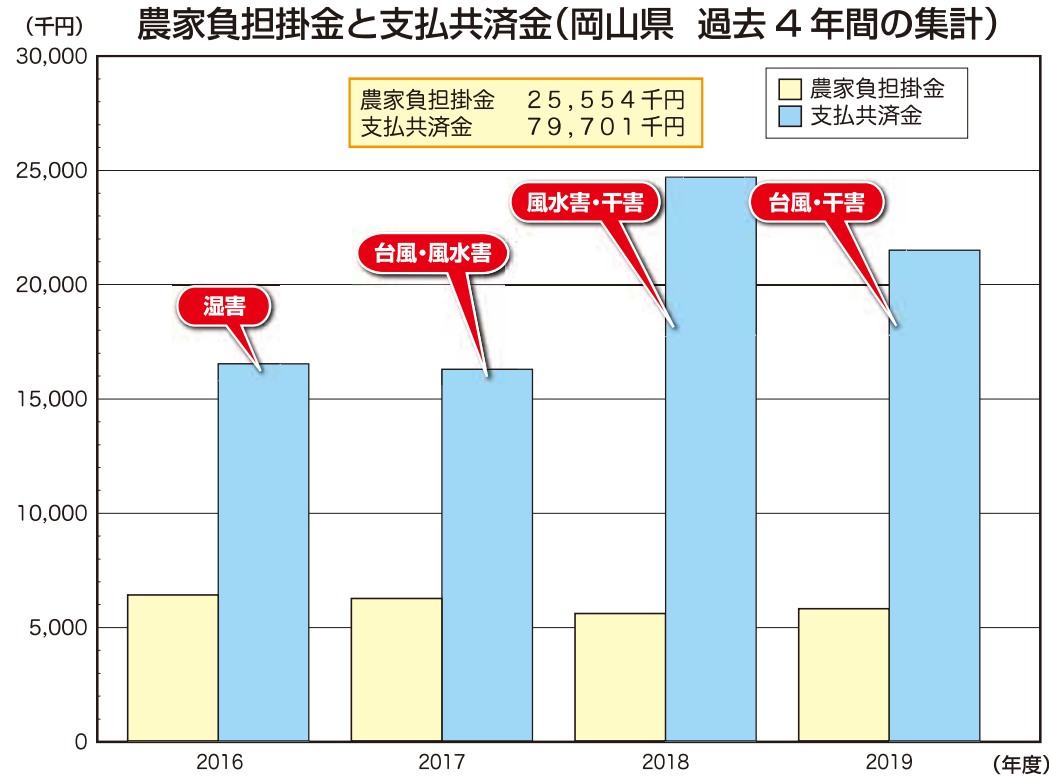


近年は自然災害による凶作年が続いています



開花期の高温少雨による着莢不良



台風の降雨による根腐れ

※かつてない災害などにより、組合の財務状況に大きな影響を及ぼすような場合は、共済金等のお支払いする金額が削減されることがあります。

※対象となる災害が発生した場合は、すみやかに下記まで連絡してください。

青色申告を行っている方は、もっとワイドな補償となる

収入保険をご検討ください!!

農産物の販売収入の最高9割を基準に補償し、様々なリスクから農業経営を守ります。
詳しくはNOSAIまでお問い合わせください。

※畑作物共済と収入保険制度は重複して加入できません。

市場価格が下がった



けがや病気で
収穫ができない



出荷前に倉庫が浸水し
売り物にならない



●お問い合わせは

岡山支所
〒703-8265 岡山市中区倉田436番地2
TEL(086)277-5511

井笠支所
〒714-1201 小田郡矢掛町矢掛2979番地1
TEL(0866)83-2600

真庭支所
〒717-0023 真庭市江川794番地1
TEL(0867)44-5520

東備支所
〒709-0451 和気郡和気町和気438番地10
TEL(0869)92-0404

高梁支所
〒716-0062 高梁市落合町近似267番地29
TEL(0866)21-0350

津山支所
〒708-1205 津山市新野東567番地
TEL(0868)36-7730

倉敷支所
〒710-0052 倉敷市美和1丁目13番33号
TEL(086)430-1717

新見支所
〒718-0017 新見市西方423番地6
TEL(0867)72-4455

勝英支所
〒709-4316 勝田郡勝央町勝間田201番地
TEL(0868)38-1240

岡山県農業共済組合 本所(収穫共済課) 〒703-8265 岡山市中区倉田436番地2 TEL(086)277-5553



安心のネットワーク
NOSAI

大豆共済

Point
1

国と保険関係を結ぶ
公的な保険制度です。

Point
2

掛金の55%を
国が負担します。

Point
3

過去の被害状況に
応じた農家ごとの
掛金率を適用します。

近年は大豆の凶作年が続いております。
多発する自然災害等に備えて、
ぜひ大豆共済に加入しましょう!!



安心のネットワーク
NOSAI

加入対象

白大豆・黒大豆ごとに **5a** 以上栽培する農家です。
※収入保険制度の加入者を除く

ただし、次にあてはまるものは加入できません。

- ・枝豆用
- ・畦畔で栽培しているもの(あぜ豆)
- ・栽培管理が粗放なもの

補償期間

発芽期(移植期)から収穫するまでの期間です。

- 移植や播種をする時期は、通常の収量が見込める期間です。
- 収穫とは、ほ場から大豆を搬出するまでとなります。

対象となる災害



〈その他気象上の原因による災害、地震、火災も対象となります。〉

加入方式

※一筆方式は令和4年産より廃止となります。

加入方式	補償割合(選択制)	補償内容
一筆方式 (令和4年産より廃止)	7割	耕地ごとに基準収獲量の3割を超える減収量を補償
半相殺方式	8割 7割 6割	農家ごとに総基準収獲量の2割(3割または4割)を超える減収量を補償
全相殺方式	9割 8割 7割	農家ごとに総基準収獲量の1割(2割または3割)を超える減収量を補償
地域インデックス方式	9割 8割 7割	統計単位地域ごとに統計単収と基準単収の差を基に算出した減収量が基準収獲量の1割(2割または3割)を超える場合に補償

(一筆方式・半相殺方式)

- 基準収獲量とは、耕地ごとに設定された平年収獲量のことです。

(全相殺方式)

- 基準収獲量は過去の出荷データを基に設定し、減収量の算定もその年の出荷データを基に行います。
- 概ね全量を直近過去5カ年農協等へ出荷しており、今後も出荷が確実な農家、または収獲量が青色申告書及びその関係書類により適正に確認できる農家に限られます。

(地域インデックス方式)

- 基準収獲量は統計単位地域における過去5カ年の統計単収を基に設定された収獲量のことです。

補償単価

※令和3年産は告示前につき、前年産の数字を使用しています。

共済目的	(1kg当たり共済金額)
白大豆(畑作物直接支払交付金交付対象者)	286円
白大豆(畑作物直接支払交付金交付対象者以外)	128円
白大豆(種子用)	402円
黒大豆	907円

畑作物直接支払交付金交付対象者の方は販売単価相当に交付金額を加味した共済単価または販売単価相当の共済単価のどちらかを選択できます。

※交付対象者として引受を行った方へ最終的に直接支払交付金が交付されなかったとき、掛金の一部還付・共済金の一部返還が発生する場合があります。また、数量払いのみを申請されていた方が営農継続支払の交付を受けたことが共済金の支払後に確認された場合は、過大に支払われていた部分の共済金を返還していただきます。

共済金額(補償額)と共済掛金の目安額

10a 当たり基準収獲量…150kg

1kg 当たり共済金額 …白大豆 286円 黒大豆 907円 の例

- 下記農家負担掛金には、事務費賦課金が加算されています。
- 共済掛金のうち、**55% は国が負担し、残りの45% が農家負担掛金となります。**
- 農家負担掛金は必要経費として、農業所得から控除できます。
- 過去の被害状況に応じて、個人ごとに掛金率が設定されます。

例 1耕地10aで基準収獲量150kgの場合の引受収量

9割	135kg
8割	120kg
7割	105kg
基準収獲量 150kg	

引受方式		補償割合 (最高補償)	10a 当たりの目安額	
			共済金額 (補償額)	農家負担掛金 (納付額)
一筆方式	白大豆	7割補償	30,000円	1,190円
	黒大豆		95,000円	5,520円
半相殺方式	白大豆	8割補償	34,000円	1,550円
	黒大豆		108,000円	7,440円
全相殺方式	白大豆	9割補償	38,000円	1,430円
	黒大豆		122,000円	7,010円
地域インデックス方式	白大豆	9割補償	38,000円	1,090円
	黒大豆		122,000円	3,240円

共済金のお支払い

支払共済金 = 共済減収量 × 補償単価 (1kg 当たり共済金額)

一筆方式

- 耕地ごとに減収量が**3割**を超える場合に、超えた部分(共済減収量)に対して共済金をお支払いします。

半相殺方式

- 農家ごとに減収量が**2割**を超える場合に、超えた部分(共済減収量)に対して共済金をお支払いします。

全相殺方式

- 農家ごとの生産量(農協等へ出荷数量)を基に、**1割**を超える減収があった場合、超えた部分(共済減収量)に対して共済金をお支払いします。

地域インデックス方式

- 統計地域ごとに、統計データによる収獲量が**1割**を超えて減少した場合に共済金をお支払いします。

※肥培管理、獣害防止対策等の不行届きによる減収は、共済金の支払い対象になりません。
例)除草管理、排水対策、防護柵の不備等

収穫前に現地調査を行う必要がありますので、必ず収穫前に被害申告をしてください。



畑作物共済のご加入にあたって

〈重要事項説明書〉

この説明書は、畑作物共済への加入にあたり、皆さまにあらかじめご承知いただきたい重要事項を整理したものです。加入申込みの際、ご確認願いますとともに、この説明書で分かりにくい点は、お近くの岡山県農業共済組合（以下「NOSAI」といいます。）までお問い合わせ願います。

なお、この説明書は「金融商品の販売等に関する法律」が平成13年4月1日より、「個人情報の保護に関する法律」が平成17年4月1日より施行されたことに伴い重要事項を説明するものです。

ご加入についての事項

■加入申込み及び共済関係の成立

(1) 共済目的の種類（白大豆・黒大豆）ごと及び大豆の年産ごとに現に栽培する全ての大豆を畑作物共済に申し込み、NOSAI がこれを共済責任期間の開始前に承諾することによって成立します。原則として包括加入です。

(2) 加入方式

- ①半相殺方式（80% 70% 60%）
- ②全相殺方式（90% 80% 70%）
- ③一筆方式（70%）
- ④地域インデックス方式（90% 80% 70%）

上記のいずれかの方式及び補償割合を選択できます。いずれも共済目的の種類（白大豆・黒大豆）ごとの栽培面積が5a以上であることが条件となります。全相殺方式については一定の加入要件があります。また、申込者の申出により、自動継続特約を付加することができます。

(3) 加入申込書

別途定める畑作物共済加入申込書兼変更届出書（以下「加入申込書」）に必要事項を記入・署名（または捺印）して加入申込期間内にNOSAIに対して申込み、NOSAIがこれを受諾した時に共済関係が成立します。

なお、加入申込書の記入内容が事実と異なる場合には、共済関係の解除及び、共済金の支払が出来なくなる場合がありますので、特にご留意願います。

(4) 引受の除外

- ①共済事故の発生が相当の確実さをもって見通されること。
- ②基準収穫量又は基準生産金額の適正な決定が困難であること。
- ③損害の額の適正かつ円滑な認定が困難であること。
- ④収穫物が未成熟のまま収穫されること。
- ⑤通常の肥培管理が行われず、若しくは行われないおそれがあること。
- ⑥当該農作物の作付けが組合等が定める作付基準に適合しないこと。

■共済関係の解除

(1) 告知義務違反による解除

組合員が故意若しくは重大な過失により事実の告知をせず、又は不实の告知をしたとき。

(2) 共済掛金不払の場合の解除

組合員が正当な理由なく組合員負担共済掛金（以下「掛金」といいます。）の払込みを遅滞したとき、又はNOSAIが定める掛金の分納の規定に違反して第一回目の掛金の払込みを遅滞したとき。

(3) 重大事由による解除

- (ア) 組合員が、組合等に共済金の給付を行わせることを目的として故意に損害を生じさせ、又は生じさせようとしたとき。
- (イ) 組合員が、共済金の給付の請求について詐欺を行い、又は行おうとしたとき。

■共済責任期間

共済責任期間は、発芽期（移植をする場合は移植期）から収穫をするに至るまでです。この場合の発芽期（移植期）とは、その地方において通常の時期であり、収穫とは、収穫の適期に刈り取り又は掘り取り、圃場より搬出することです。ただし、圃場乾燥中又は圃場堆積中の共済目的については、通常の乾燥期間又は堆積期間に限り共済責任期間内にあるとします。

■基準収穫量

天候が平年並み、かつ肥培管理なども普通一般並みに行ったときに期待される収量で、全相殺方式は組合員等の過去5か年の施設計量結果等や青色申告書等をもとに、半相殺方式、一筆方式は地力等級等をもとに、地域インデックス方式は市町村別に公表される統計単収をもとに、10アール当たり基準収穫量（以下「基準単収」といいます。）を算定します。

■共済金額

共済責任期間に補償される最高限度額です。この金額の範囲内で損害の程度に応じて共済金が支払われます。共済金額の算定は、次により行います。

共済金額 = 引受収量 ×

農林水産大臣が定めるキログラム当たり共済金額

引受収量 = 基準収穫量 × 補償割合

※キログラム当たり共済金額は、農林水産大臣が定めた金額のうち1つを選択できます。

共済事故についての事項

共済事故とは、次に掲げる災害による農作物の減収又は品質の低下を伴う生産金額の減少のことをいいます。

- | | |
|--------|-----------------|
| ①風水害 | ⑪地震の害 |
| ②干害 | ⑫噴火の害 |
| ③冷害 | ⑬地すべりの害 |
| ④ひょう害 | ⑭その他気象上の原因による災害 |
| ⑤凍霜害 | ⑮火災 |
| ⑥寒害 | ⑯病害 |
| ⑦雪害 | ⑰虫害 |
| ⑧雨害湿潤害 | ⑱鳥害 |
| ⑨冷湿害 | ⑲獣害 |
| ⑩土壌湿潤害 | |

共済金の支払いについての事項

■共済金

損害評価を行い、農林水産省より定められている諸手続き、認定等を経て、次の額をお支払いします。

共済金 = 補償単価（kgあたり共済金額）× 共済減収量

共済減収量 = 共済事故が発生したことによる減収量のうち、基準収穫量に支払開始損害割合を乗じた数量を超えた数量（kg）

減収量とは

全相殺方式：農家ごとの減収量

半相殺方式：耕地ごとの減収量の合計

一筆方式：耕地ごとの減収量

地域インデックス方式：（基準単収 - 当該年産の統計単収）× 面積

■損害評価

損害評価は、組合員からの損害通知を受けて、農林水産大臣が定める農作物共済損害認定準則及び農作物共済損害評価要綱等に基づいて耕地ごと組合員ごとに現地調査を行います。

■分割評価

肥培管理の粗放又は不行き届き、病虫害防除の不適當その他共済事故以外の原因による減収があると認められる場合には、共済事故による損害と分けて損害評価を実施します。共済事故以外の原因による減収量又は損害額は共済事故として取り扱いません。

■支払責任のない損害

- (1) 戦争その他の変乱によって生じた損害。
- (2) 組合員又はその法定代理人の故意又は重大な過失によって生じた損害。
- (3) 組合員と同一の世帯に属する親族の故意によって生じた損害（その親族が組合員に共済金を取得させる目的がなかった場合を除く）。

■共済金の全額または一部が支払われない場合

- (1) 通常すべき肥培管理や損害防止を怠ったために災害が発生した場合。
- (2) 共済事故の発生通知を怠り、又は悪意若しくは重大な過失によって、不実の通知をした場合。
- (3) 悪意若しくは重大な過失によって畑作物共済加入申込書に不実の記載、あるいは不実の変更通知をした場合。
- (4) 植物防疫法の規定に違反した場合、又は共済事故による損害であることが確認できない場合。
- (5) その他加入者としての必要な通知義務を怠った場合。

損害の通知についての事項

組合員は、共済事故が発生したとき及び共済金の支払を受けるべき損害があると思われたときには、現場保存を行ったうえで、下記について遅滞なく組合へ通知をお願いします。その通知が無い場合、適正な損害評価が行われず、減収量の算出ができずお支払いできなくなることがあります。

- (1) 災害の種類
- (2) 災害の発生年月日
- (3) 災害により被害を受けた圃場及び被害状況
- (4) その他被害の状況が明らかとなる事項

個人情報の取扱いについての事項

- (1) ご加入の内容、申込書記載事項やその他の知り得た情報（以下「個人情報」といいます。）については、NOSAIが引受の判断、共済金等の支払、共済関係の継続・維持管理、各種サービスの提供・充実を行うために利用します。
- (2) 本共済関係に関する個人情報は、NOSAIが実施する他の共済の案内等、業務に必要な範囲で利用することがあります。
- (3) NOSAIと国の二者間で個人情報を共同利用します。
- (4) 法令により必要とされた場合、加入者・公共の利益のために必要と考えられる場合及び個人情報の利用目的のために業務を委託する場合に、必要な範囲で個人情報を第三者に提供することがあります。

その他の事項

かつて無い災害などにより、NOSAIの財務状況に大きな影響を及ぼすような場合は、共済金等の支払う金額を削減することがあります。